

富士見市建設工事請負における現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱い

(趣旨)

第1 富士見市建設工事請負契約約款第10条第2項の規定による工事現場への常駐義務の規定の適用を緩和する場合についての取扱いを定めるものとする。

(対象工事等)

第2 富士見市、国又は地方公共団体が発注した工事において、受注者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する工事においては、1人の現場代理人に複数の工事の現場代理人を兼務させることができるものとする。ただし、発注者が安全管理上、常駐義務の規定を緩和できないと判断した場合、又は当該工事等が低入札価格調査の対象となった場合は、この限りでない。

(1) 次のア及びイの条件を満たす工事

ア 建設業法施行令第27条第1項に規定する請負代金の額未満の工事

イ 兼務する工事現場の相互の間隔が直線距離で10キロメートル以内の工事

(2) 富士見市建設工事における技術者の専任に係る取扱いにより、主任技術者の兼務が認められた工事

2 1人の現場代理人に兼務させることができる工事の件数は、2件とする。ただし、(1)に規定する工事のみを兼務させるときは、3件以内とする。

3 次の(1)から(4)のいずれかに該当する工事は、兼務する工事の件数に含まない。

(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

(2) 工事完成通知書を受理した工事

(3) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

(4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(同一の工事現場)

第3 近接工事であって、兼務させようとする工事が合算による諸経費の調整の対象となる工事は、同一の工事現場として1件の工事とみなし同一の現場代理人とすることができる。

(現場代理人の兼務手続)

第4 現場代理人の兼務を希望する場合は、受注者は現場代理人の兼務届(様式第1号)により発注者に申請しなければならない。

2 受注者は国又は富士見市以外の地方公共団体が発注する工事と現場代理人の兼務を希望する場合は、国又は富士見市以外の地方公共団体の承認を得た現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書(様式第2号)を添付しなければならない。

3 第4の1本文の規定により届出があった場合は、当該工事の主管課長は、同規定の届の写しを総務課長へ提出するものとする。ただし、富士見市が発注した工事を複数兼務する場合は、既に現場代理人として常駐している工事の主管課長にも併せて提出するものとする。

(受注者の義務)

第5 第2から第4までの規定は、現場代理人が工事現場を離れているときに受注者が負うべき義務を免除するものではない。

(兼務した場合の取扱い)

第6 兼務期間中は、兼務が認められているいずれかの現場に常駐すること。

2 工事の主管課長は、兼務した工事の施工中において、安全管理、工程管理等の観点から、その兼務を継続することが適当でないと認めるときは、その工事の受注者に対して説明を求めるものとし、改善が認められないときは、現場代理人の交替を求めるものとする。

(施工管理に関する取扱い)

第7 受注者は、兼務したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理について、より一層配慮しなければならない。

附 則

この取扱いについては、平成24年4月1日から施行する。ただし、この取扱いの施行の日前に契約した2つの請負工事については、なお従前の例による。

附 則

この取扱いについては、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いについては、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いについては、平成２８年８月１日から施行する。

附 則

この取扱いについては、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この取扱いについては、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この取扱いについては、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この取扱いについては、令和７年７月１日から施行する。

様式第 1 号

現場代理人の兼務届 富 士 見 市 長 あて		
工 事 名		
工 事 場 所		
現場代理人	氏 名	
	資 格	
現 場 代 理 人 の 連 絡 先		(緊急時連絡先)
		(上記以外の連絡先)
上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人と兼務します。 年 月 日 住 所 受 注 者 氏 名		
兼務工事 の 概 要	工 事 名	
	工 事 場 所	
	発注機関名	
	連 絡 先	
	工 事 名	
	工 事 場 所	
	発注機関名	
	連 絡 先	

注) 現場代理人の工事について、兼務が可能であることが確認できる書類（入札公告、指名通知書
又は現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書（様式第 2 号） 等）を添付すること。

様式第 2 号

現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書	
工 等 名	
工 事 場 所	
契 約 金 額	
現 場 代 理 人 氏 名	
上記工事は、現場代理人の常駐規定を緩和して兼務を認める工事であるか否か伺います。 年 月 日 会 社 名 代表者名	

上記工事は、現場代理人については、 ・ 兼務を認めます。ただし、事前に兼務する工事の内容及び連絡先を報告してください。 ・ 兼務は認めません。 年 月 日 発注機関の長 印	
---	--